

ニホンザルの保護管理に係る都府県アンケートの結果

このアンケートは、ニホンザルの特定計画の策定が進まない理由および捕獲・モニタリングの実態を把握することを目的としています。

(アンケートの内容)

- ・ 特定計画の策定に関して
- ・ 捕獲に関して
- ・ モニタリングに関して

送付先：ニホンザルが分布する 43 都府県（北海道、茨城、長崎、沖縄は対象外）

送付形式：メール送信

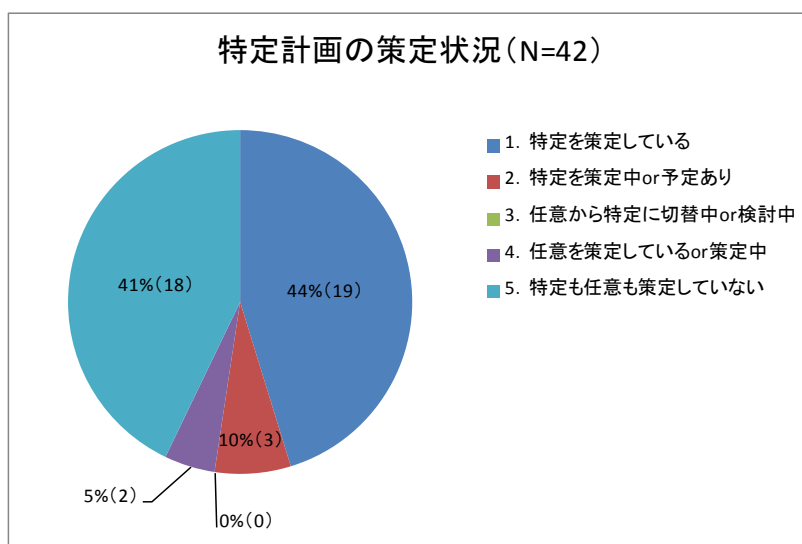
回答方式：選択および記述方式

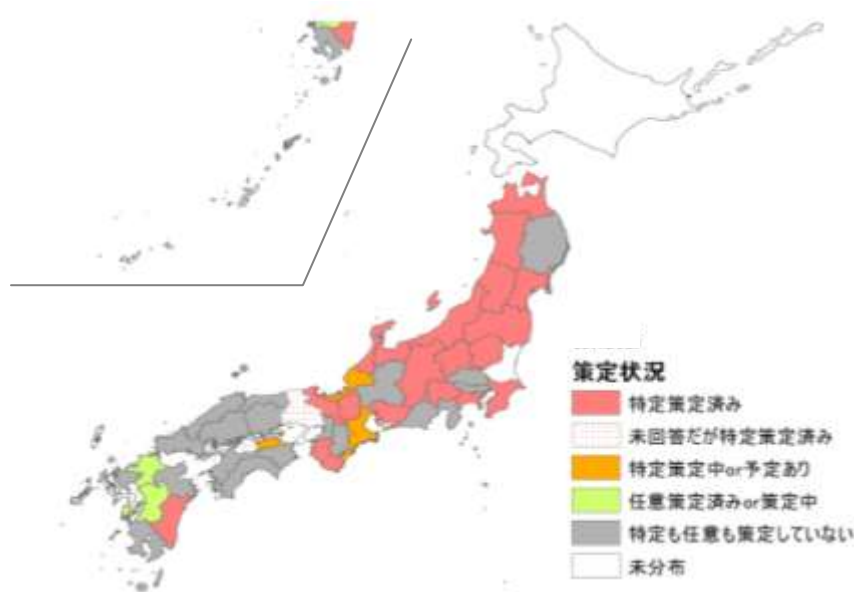
回答数：42 都府県

回答率：98%

I. 特定計画の策定に関して

問 1. 特定計画の策定状況





特定計画を策定している県は 19 県と全体の 4 割弱であった。特定計画を策定中もしくは策定予定の県や任意計画を策定している県を含めても、全体の 6 割程度にとどまっていた。策定していない県は中国地方、四国地方、九州地方に集中しているが、その他の地方でも未策定県が散発的に見受けられた。計画的な管理の必要性が浸透しきっていないと推察される。

問 2. 特定計画を策定している自治体について

問 2－1. 特定計画を策定した理由（自由記載）

○地域個体群の維持、被害の軽減

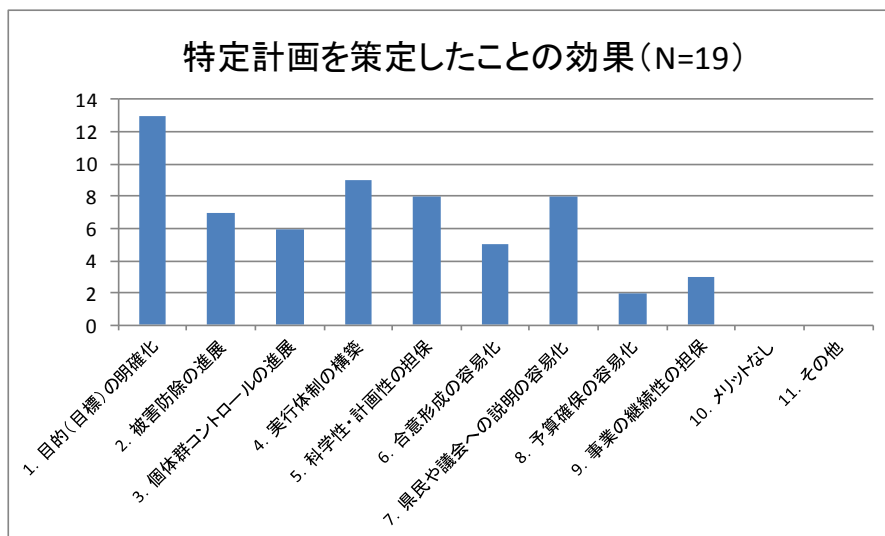
- ・ 下北半島に生息するニホンザルは、「下北半島のサル及びサル生息北限地」として国の天然記念物に指定されているが、サル生息域隣接地では農作物被害、生活環境被害が発生していることから、科学的な保護管理を推進することとしたため。
- ・ 地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害の軽減を図り人とサルとの共存を実現するため。
- ・ 科学的、計画的な保護管理の実施により、地域個体群を安定的に維持し、人身被害の予防、農林業被害の軽減を図り、人とニホンザルとの共存のため。
- ・ ニホンザルの地域個体群の安定的な維持を図るとともに、農林業等の被害を軽減させ、サルと人との共生を図るため。
- ・ 農作物被害や人身被害
- ・ 農林業被害の軽減・生活被害の防止とニホンザルの地域個体群の維持を目的に、科学的かつ計画的な適正管理をするため。

- ・ニホンザル地域個体群の長期にわたる安定的な保全と、農林業被害の軽減を図るため。
- ・農業被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人間との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図る（第1次策定時）。
- ・以前まで下越地域が被害が大きかったが、県内全域に生息域が拡大し、個体数が増加して農作物被害や生活被害を引き起こしたため特定計画を策定した。
- ・常習的に農作物に依存する群れが見られることや、農作物被害が継続して発生していること、個体数が漸増していることなどによる。
- ・県内のサル地域個体群の健全な維持。農作物被害の軽減及び生活被害の軽減。
- ・農林業被害の顕在化、山麓部から平野部生息分布の拡大。
- ・個体群の増加による農林水産被害が増加したため。
- ・ニホンザルの個体群の保全を図りながらニホンザルによる被害を効果的に減少させるため、人間とニホンザルの共存のための総合的対策の指針として、策定した。
- ・サルの人身被害の回避、農作物、生活被害の軽減。
- ・サルの群数・個体数が以前調査した時に比べ、かなり増えており、また被害額も高い水準で推移していることから、被害をなくすこと及びサルの個体数管理を行う必要があるため。
- ・サルによる農作物等への被害、生活環境への接近が見られるため。

○その他

- ・人とサルとが互いに一定の距離を保ち、人にとってサルは、山へ分け入らなければ簡単には見ることはできない存在として、両者が一定の緊張関係を維持している状況、すなわち「人とニホンザルとの良好な関係」の再構築を図るため。
- ・人とニホンザルに軋轢が生じていたため。

問２－２．特定計画を策定したことの効果（複数回答可）



問２－３．特定計画を策定もしくは実施する上での課題（自由記載）

○予算、人員

- ・モニタリング調査に係る予算確保が難しい。
- ・群れの状況を把握するための調査予算が不足している。
- ・調査のための予算及び人員の確保等が困難。
- ・予算の確保。

○生息状況の把握

- ・生息数の把握。
- ・ニホンザルの地域個体群毎の生息数の把握。
- ・生息状況の定期的なモニタリング。
- ・県内の群れの把握が進んでいない。
- ・群れの管理が必要であるが、群れの全数調査（フルカウント）が容易ではない。

○捕獲

- ・計画どおり捕獲が進んでいない。

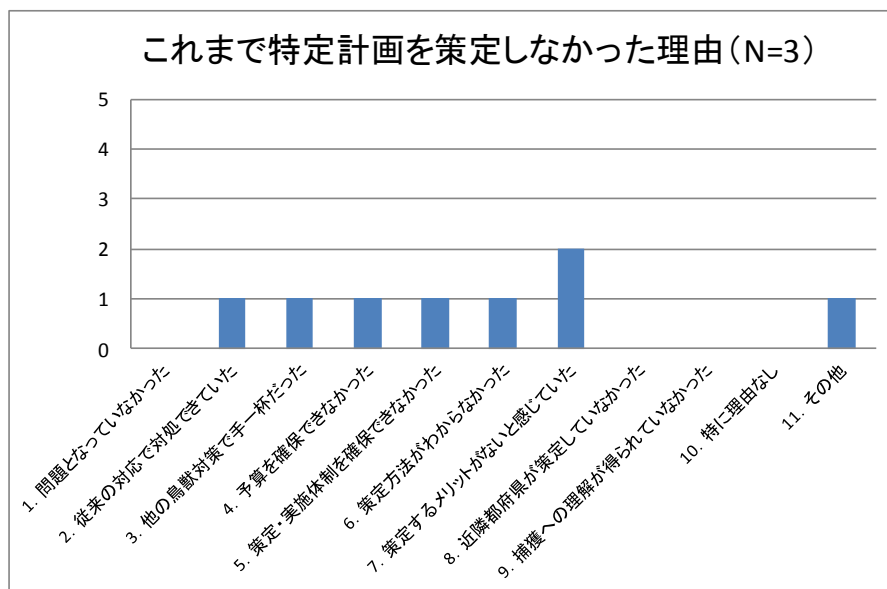
○その他

- ・市町村や集落、地域ぐるみの共通の認識、対策をとることが課題となっている。
- ・個体群維持の考え方。

サルによる被害の増加が契機となり、特定計画を策定した県が多かった。特定計画策定のメリットとして、「目標や目的の明確になった」と回答する県が12県と最も多かった。次に「実行体制がつくりやすくなった」「科学性・計画性が担保されるようになった」「県民や議会への説明がしやすくなった」と回答した県が多く、それぞれ8県だった。「メリットがない」と回答した県はなく、特定計画を策定することで一定の効果を感じているものと考えられた。また、生息状況の把握を課題に挙げた県が多かった。特定計画を策定・実行する上で生息状況の把握は必須であるが、予算や労力がかかるため、多くの県が課題に挙げたと推察される。

問3. 特定計画を策定中もしくは策定予定がある自治体について

問3-1. これまで特定計画を策定しなかった理由（複数回答可）



「11. その他」

- ・被害対応としての有害鳥獣捕獲で対応。

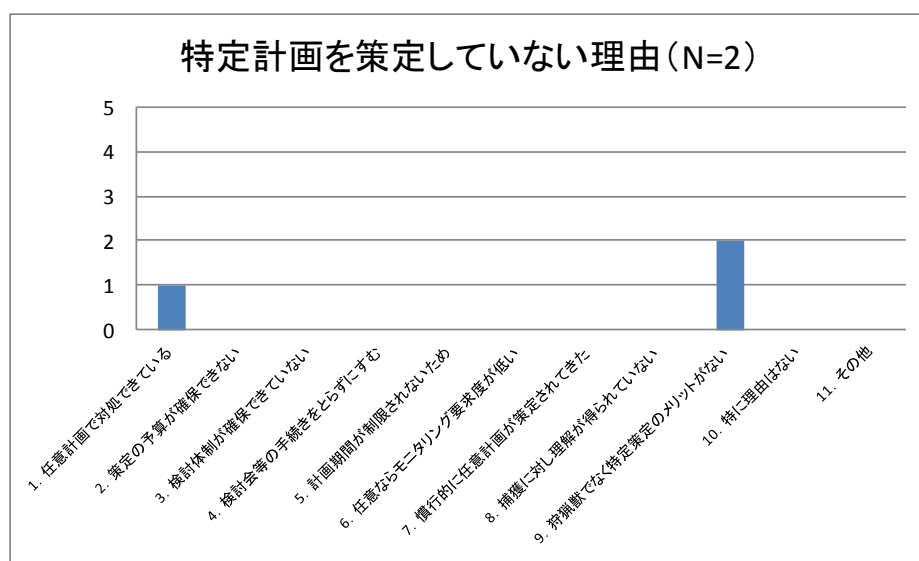
問3-2. 特定計画を策定する理由

- ・これまで農林業被害が顕著でなかった地域で被害が増大しはじめているため。
- ・農業被害の増大と市町からの策定要請があるため。
- ・数年前から県東部を中心にニホンザルの農業被害が頻発し、一部の群れは集落まで出没するようになり、加害レベルの高い大規模な群れに対する対策が求められたため。

現在、特定計画を策定中もしくは策定を予定している県は福井県、三重県、香川県の3県だった。これまで策定しなかった理由として、「策定するメリットがないと感じていた」等の回答があった。いずれも被害の増加が策定の契機となっていた。メリットがないと感じていたにも関わらず、策定することになった理由が十分に把握できなかったため、更なる調査が必要である。

問4. 任意計画を策定している自治体について

問4-1. 特定計画を策定していない理由（複数回答可）



「9. 策定のメリットがない」について、どのようなメリットがあれば特定計画を策定しますか？

- ・ 猟鳥獣として取扱われる等。

問4-2. 4-1で回答した選択肢のうち主な理由。

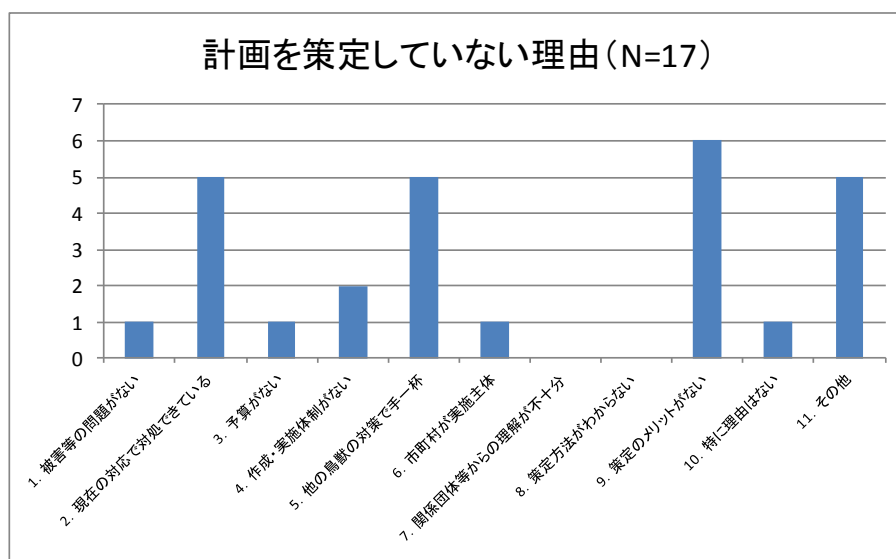
「9. 策定のメリットがない」

- ・ 特定計画を作成した場合、管理捕獲を実施できるが、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金では、管理捕獲を助成対象としていないため、特定計画を作成したとしても何らメリットはない。
- ・ 非狩猟鳥獣であることから、特定鳥獣保護管理計画の策定のメリットである①狩猟期間の延長②猟法の規制の緩和③狩猟捕獲数の緩和等 ができるわけではないから。

任意計画を策定している県は福岡県、熊本県の2県だった。2県とも「狩猟獣ではなく特定計画を策定するメリットがない」と回答した。特定計画は、科学的で計画的な鳥獣管理を推進するためのツールであることが十分に理解されていないことが示唆された。

問5. 特定計画・任意計画ともに策定していない自治体について

問5-1. 策定していない理由（複数回答可）



「9. 策定のメリットがない」について、どのようなメリットがあれば特定計画を策定しますか？

- ・狩猟により捕獲が可能になる。
- ・生息分布調査等を国費で実施できる。
- ・保護管理や被害対策に係る予算（モニタリング調査費、被害対策費等）が国から交付される。

「11. その他」

- ・生息状況の実態把握等の基礎資料を収集中の段階にあるため。
- ・天然記念物として市町村文化財担当課が対策を実施しているため。
- ・イノシシ、シカ等と比較すれば被害等がまだそれほど顕著ではないため。
- ・平成24年度から群れ生息状況調査を実施中であり、その結果を受けて必要性を検討する予定。
- ・分布が限定的である。

問５－２．問５－１で回答した選択肢のうち主な理由

「1. 被害等の問題がない」

- ・現在の状況は特定計画を策定するほどの被害状況及び生息状況ではないため、特定計画の策定は考えていない。

「2. 現在の対応で対処できている」

- ・被害面積や金額についてはピーク時に較べて大きく減少している。現在、追い払いを中心に対応しており、モニタリングを継続しながら、必要な場合に有害鳥獣捕獲や電気柵の整備等などを行い、対処できている。
- ・生息頭数も多くなく、加害個体の捕獲等で対応できているから。

「3. 予算がない」

- ・予算の都合上、モニタリングの継続的な実施が困難なため。

「5. 他の鳥獣で手一杯」

- ・イノシシ、ニホンジカによる農業被害や森林被害対策が拡大傾向にあり、これらの対策に傾注しているため。

「9. 策定のメリットがない」

- ・特定計画を策定しても被害の軽減につながるとは考えにくい。

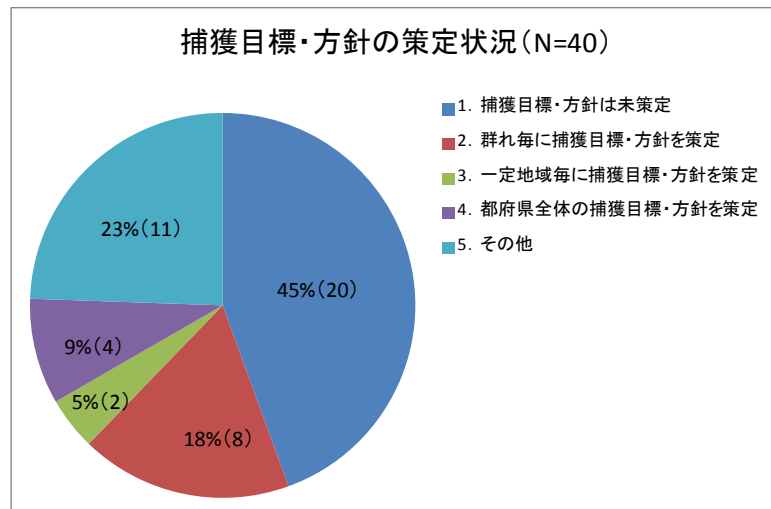
「11. その他」

- ・ニホンザルの分布は一部市町村に限られ、分布のない地域から県費を投入することに理解を得られない場合がある。

特定計画も任意計画も策定しない理由として、「策定のメリットがない」と回答した県が 6 県、「他の鳥獣の対策で手一杯」と回答した県が 5 県あった。項目 3 および 4 と同様、特定計画を策定するメリットがないと考えている県が多かった。また県の人員が限られる中で、シカやイノシシ等の対応もしなくてはならず、シカやイノシシと比べ相対的に被害の少ないサルまで手が回らない状況が伺えた。一方、「現在の対応で対処できている」と回答した県が 5 県あり、現状を調査する必要がある。

Ⅱ. 捕獲に関して

問 6. 捕獲目標や捕獲方針の策定状況（複数回答可）



「5. その他」

- ・計画の対象となる区域の市町村が、群れ毎に捕獲目標や捕獲方針を定めている。
- ・県内を区域分けして、区域ごとの捕獲方針を定めている。捕獲目標は設定していない。
- ・県計画では、地域計画策定手順や管理手順、調査状況などを示している。目標や対策を地域計画（下位計画）で地域ごとに作成している。
- ・各市町村の被害防止計画で対応している。
- ・ニホンザル保護管理方針により、被害対策や捕獲等の考え方を定めている。
- ・年間捕獲目標は定めていないが、加害レベルの高い群れについては全頭捕獲も視野に囲いかなによる捕獲を実施。
- ・個体群の加害レベルに応じた被害対策を設定。
- ・ゾーニング管理（コアエリアを設定）と群れ管理の併用（群れを「保全群」「調整群」「排除群」に評価し、対策を進める）。
- ・特定計画では目安を定めているが、加害個体の増減により変動する。
- ・捕獲目標は定めていないが、捕獲方針は定めている。
- ・原則追い払い等による棲み分け及び被害防除対策。それによってもなお被害が出る場合にのみ捕獲。

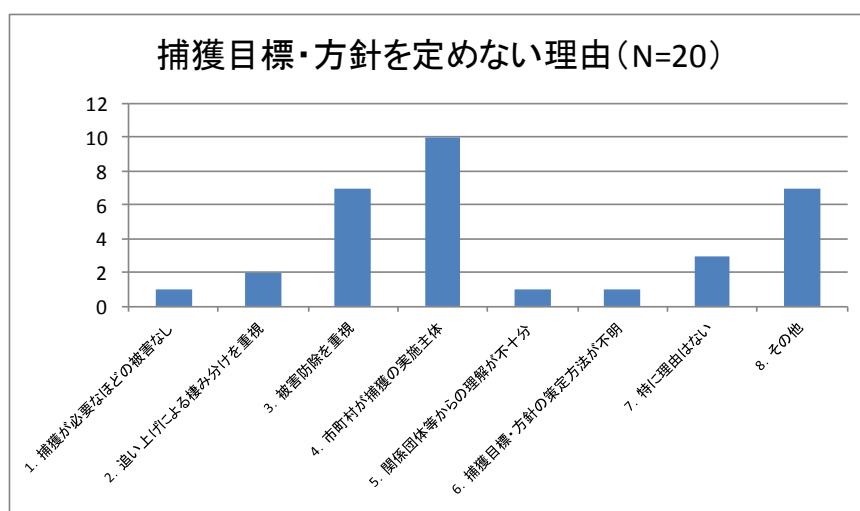
特定計画の策定別

特定計画策定状況	捕獲目標や捕獲方針	
	定めている	定めていない
策定済み	11	1
未策定	1	17

※数字は該当する県数

※「その他」のみ選択した県は除外

問7. 捕獲目標や捕獲方針を定めない理由（複数回答可）

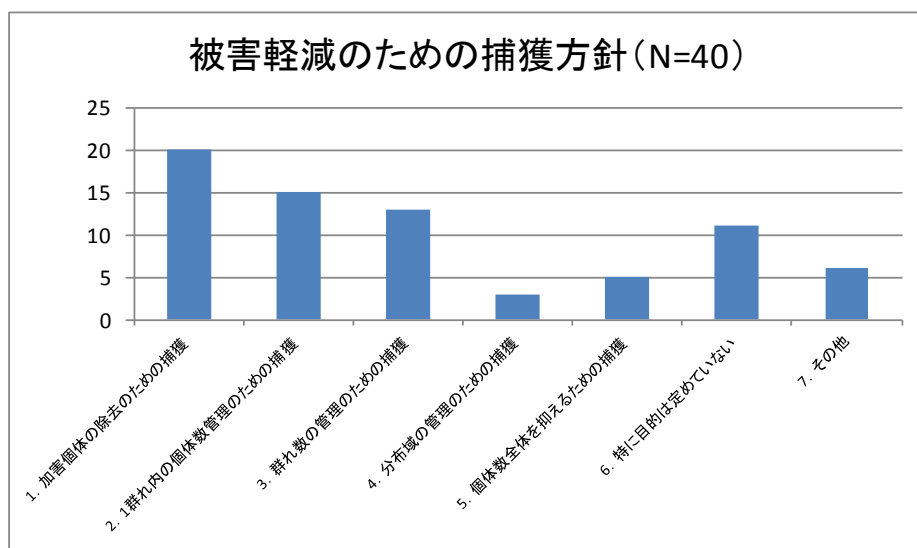


「8. その他」

- ・必要な地域では、市町村が主体となり地域計画（下位計画）を策定し、対策を進めることとしている。
- ・市町村における有害鳥獣捕獲により行っているため。
- ・生息状況の実態把握等の基礎資料を収集中の段階にあるため。
- ・平成24年度から群れ生息状況調査を実施中であり、その結果を受けて必要性を検討する予定。
- ・被害の軽減と地域個体群の保全を両立するために、「作物を守る」という視点だけでなく、「サルを作物から遠ざけ、野生状態に戻していく」など、ニホンザルに対する総合的な視点に立った対策であるため。
- ・群や個体数を十分に把握できていないため。
- ・現状で一定程度は捕獲できている。

半数以上の県が捕獲の目標や方針を定めていなかった。特定計画の策定別では、特定計画を策定している県では捕獲目標や捕獲方針を定めているが、特定計画を策定していない県では捕獲目標や捕獲方針も定めていない傾向が見られた。捕獲目標や方針を定めない理由としては、「市町村が捕獲の実施主体であるため」と回答した県が10県と多く、有害捕獲の権限を市町村に移譲しているため、県が捕獲に関与していない場合が多いと考えられた。また、捕獲による個体群管理よりも被害防除を重視している県が7県と多かった。

問8. 被害軽減のための捕獲方針（複数回答可）



「7. その他」

- ・計画として、科学的根拠を持ち、捕獲方針を明示すれば、1～5のどの方法でも可能。
- ・個体数の増加に伴う群れの分裂を抑える場合や「離れザル」による被害発生についてはモニタリングを実施しながら適正な捕獲を行う。群れの分裂や分布域の拡大による被害拡大を阻止するために、当該地区内の群れについては隣接群の動向を把握しつつ集中的な追い払いを実施し、必要な場合は捕獲を行う。
- ・加害群を特定した上で、被害を発生させる群れ全体を捕獲する場合は、地域個体群及び遺伝的多様性の維持に配慮することとし、野生動物保護管理検討委員会の承認を得て実施する。
- ・市町の野生鳥獣被害防止計画における対象鳥獣として、必要に応じて捕獲を促している。
- ・特に方針は定めていないが、群れ管理による被害対策が重要と考えている。
- ・人為的に放獣され増えた群れについては全頭捕獲。新規に発生した群れ（未生息地域）

については全頭捕獲。

特定計画の策定別

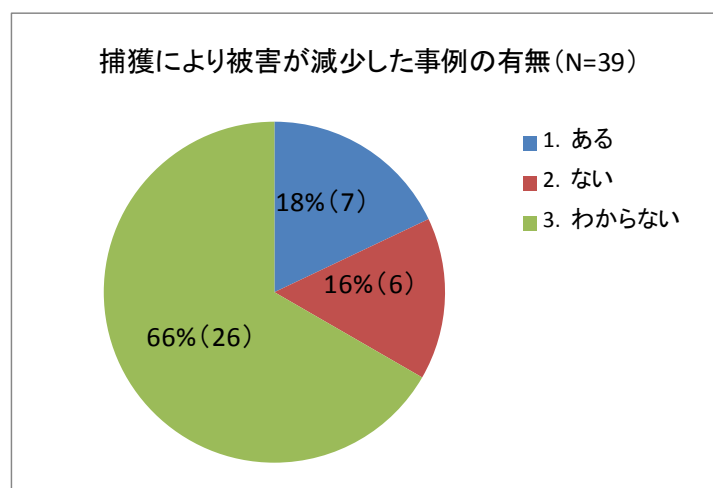
特定計画策定状況	被害軽減のための捕獲方針	
	定めている	定めていない
策定済み	18	1
未策定	8	10

※数字は該当する県数

※「その他」のみ選択した県は除外

「加害個体の除去のため」「1 群れ内の個体数や群れ数の管理のため」「群れ数の管理のため」の捕獲を実施している県が、それぞれ 20 県、15 県、13 県と多く、「分布域の管理のため」「個体数全体を抑えるため」の捕獲を実施している県は、それぞれ 3 県、5 県と少なかった。特定計画の策定状況別では、特定計画を策定している県では被害軽減のための捕獲方針を定めているが、特定計画を策定していない県では捕獲方針を定めていない傾向が見られた。捕獲方針を定めていない県では、計画的な捕獲が行われていない可能性がある。

問 9. 捕獲によって被害が減少した事例



「事例あり」

- ・ ①人家侵入と人的被害を未然に防ぐことができた。②住宅地、農地での群れの滞在時間を減少させることができ、農業被害増加の抑制及び個体数の増加抑制がなされた。
- ・ 空砲や花火だけでは慣れが生じてしまうが、捕獲を行うことにより人を恐れて出沒が

減る。

- ・群馬県下仁田町・妙義町に生息するサルの群れの個体数を減少させた経緯がある。被害地域が狭まった。
- ・銃器捕獲の影響もあり行動圏が変化した。
- ・サルによる農産物被害額は、毎年低減している。
- ・群れの全数または半数程度の捕獲をした事例では、被害が減少した。
- ・群の多くを捕獲したことで被害が減少した事例はある（昭和 50 年代まで）。

捕獲方針の策定別

被害軽減のための 捕獲方針	捕獲により被害が減少した事例		
	ある	ない	わからない
定めている	5	5	15
定めていない	1	1	9

※数字は該当する県数

※問 8 で「その他」のみ選択した県は除外

「捕獲により被害が減少した事例がある」と回答した県は 7 県だった。一方、26 県が「わからない」と回答しており、捕獲の効果を評価できていない県が多かった。評価できていない理由として、サルの生息状況や被害状況のモニタリングが十分にされていないため、捕獲の効果検証ができていない県が多いと推測されるが、原因について調査を要する。被害軽減のための捕獲方針別では、一定の傾向は見られなかった。

問 10. 捕獲を行う上での課題

○計画性の欠如

- ・捕獲は市町から猟友会への委託事業として実施されていることがほとんどで、捕獲の方法や場所、内容について計画的とは言えない。
- ・特に目標等を定めていないため、各市町の判断で捕獲を行っている。従って、大半は対症的な捕獲に終わっているものと思われる。
- ・計画どおりの捕獲数を達成できない場合がある。

○生息状況の把握、効果測定

- ・県内の一部の群れしか把握ができていないことから、群れ管理の手法が進んでいない。
- ・被害に応じた捕獲しているのが実態で、群れ管理による捕獲が重要との認識。追い払い等の防除対策が必要。
- ・群れや個体数の把握が十分でない状況での捕獲となっており、被害軽減につながっているかどうか分からない。

○群れの分裂

- ・特定個体を捕獲すると群れが分裂するおそれがあり、分裂を招かないために個体識別で
きる専門家の協力が必要。
- ・順位の高い成獣のメス個体を誤って捕獲した場合、群れの社会性を不安定にし、分裂さ
せる危険性があると一般的に指摘されているため、捕獲に際しては、十分にサルについ
て生態学的な知識を持った者が従事する必要がある。
- ・群れを分裂させないように注意が必要。

○殺処分、処理

- ・捕獲を担うハンターが捕獲を嫌がる傾向がある。
- ・シカやイノシシに比べて、捕獲に協力するハンターが少ない。
- ・サルの捕獲については、霊長類であることや宗教上の理由から敬遠されるケースが多い。
- ・止めさしを嫌う人が多い。
- ・霊長類であり捕獲者が積極的に捕獲したがない。
- ・箱わなによる捕獲後の止めさし時に、銃器が使用出来ないので、止めさし方法に苦慮し
ている。
- ・捕獲後の処理の方法。大量捕獲技術等の開発。

○サルの知能の高さ、慣れ

- ・サルは知能が高く、わなも労力を掛けないとすぐに掛からなくなってしまう。
- ・サルは箱わなに入りにくいので、他の獣種に比較し捕獲が難しい。
- ・銃による捕獲の場合、被害発生後に出現場所に駆けつけても、群れが移動した後の場合
が多く効率的な捕獲ができない。わなによる捕獲も、わなに慣れた個体が増加すると捕
獲が困難になるケースが多い。

○捕獲以外の対策

- ・群れの捕獲を行った後で、被害防除がしっかりできていないと違う群れの侵入を許して
しまい、結果として被害が軽減できないため、被害防除対策をしっかりと行うことが必
要であると住民に意識を持ってもらう必要がある。
- ・捕獲後の追い払いや被害防除が実施できていない。
- ・生息環境整備（未収穫果実、野菜、耕作放棄地等の解消）や被害防除対策（効果的な柵）
を併せて行わないと、どれだけ捕獲しても被害が終息しないこと。（捕獲のみによる方法
では絶滅させないと終息は無理。）一度でも農作物の味を覚えたら、農作物が食べられな
い方策を取らない限り、それが1頭でも被害は発生する。

○予算、人員

- ・担い手の確保。
- ・捕獲従事者の高齢化。
- ・捕獲の実施主体である市町村においては、捕獲に係る予算や人員の確保も困難なところ
もある。

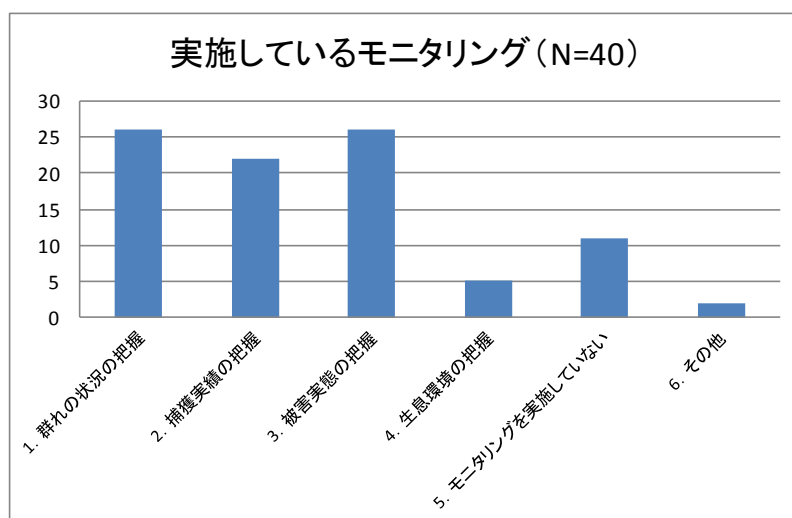
○その他

- ・加害個体の確認。
- ・檻を中心とした分別捕獲を実施することに対する住民の理解を得ることが課題となっている。
- ・出没情報を受けた後、現場へ捕獲隊が出動した時には加害個体がいなくなっている。
- ・長期の餌付け期間の設定、殺処分。
- ・サルの捕獲について反対に遭うことがあり、その対応に苦慮することがある。

捕獲を行う上では、ハンターが捕獲を嫌がることや、計画性に欠けていること、捕獲の効果測定ができていないこと等が課題として挙げられた。回答数が多く多岐にわたることから、捕獲に関し各県が多くの課題を抱えていることが伺えた。

Ⅲ. モニタリングに関して

問 1 1. 都府県や市町村で実施しているモニタリング（複数回答可）



「6. その他」

- ・イノシシ、ニホンジカを主とした全農業集落、林業集落へのアンケート調査では、ニホンザルの設問もあり、群れ状況、被害実態についても調査している。
- ・平成 21・22 年度にわたって全県調査を実施。

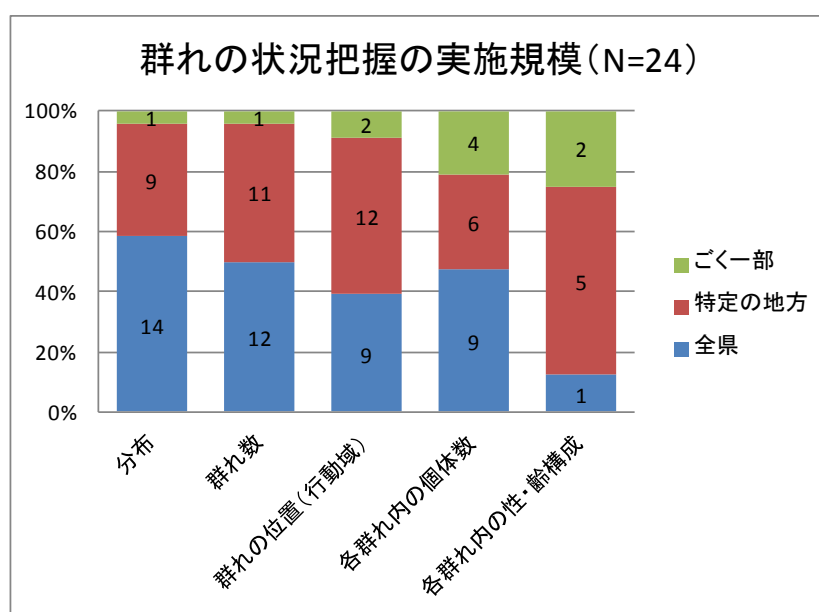
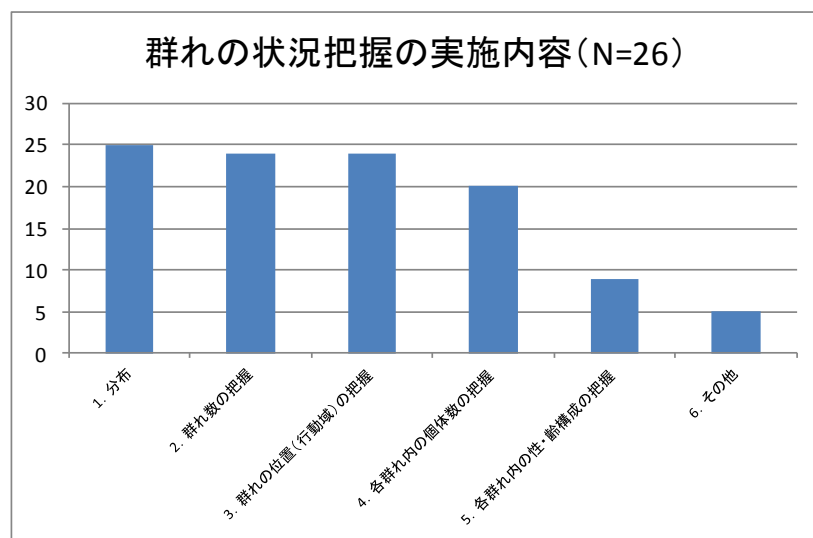
特定計画の策定別

特定計画策定状況	モニタリングの実施状況	
	実施している	実施していない
策定済み	19	0
未策定	10	11

※数字は該当する県数

実施しているモニタリングで最も多いのが「群れの状況」と「被害状況」で 26 県だった。次に多いのが「捕獲実績」で 22 県だった。一方、回答した県のうち 3 割近くがモニタリングを実施していなかった。特定計画の策定別では、特定計画を策定しているすべての県が何かのモニタリングを実施しているが、未策定県ではモニタリングを実施していない県が多かった。モニタリングは計画的な管理をする上で必須であるため、特定計画の未策定県の多くでは、計画的な管理がされていないことが示唆された。

問 1 2. 群れの状況把握の実施内容と規模（複数回答可）

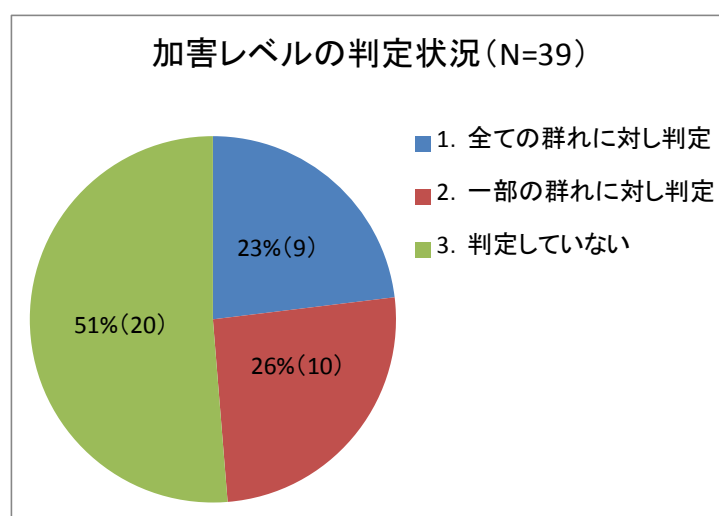


「6. その他」

- ・約 5 年毎のモニタリング（毎年実施はしていない）。
- ・あくまでアンケート調査であるので把握ではなく、アンケートをもとにした分布等の推測となる。
- ・全ての項目において、全県域で調査中。
- ・群れ出没状況調査（被害状況、目撃情報、被害対策実施状況等）。
- ・群れ内の個体数については、聞き取り等によるものが多いため、精度が低い。

群れの状況を把握している県では、半数以上が「分布」「群れ数」「群れの位置（行動域）」「群れ内の個体数」をモニタリングしていた。そのうち「分布」「群れ数」については、半数以上が全県レベルで把握していたが、「群れの位置」「群れ内の個体数」を全県レベルで把握している県は半数以下であった。一方、「群れ内の性・年齢構成」を把握している県は9県と3割弱にとどまり、全県レベルで把握している県は1県のみだった。計画的な管理を実施するためには、「分布」「群れ数」だけでなく、「群れの位置」「群れ内の個体数」「群れ内の性・年齢構成」についても把握することが望ましい。

問13. 加害レベルの判定状況

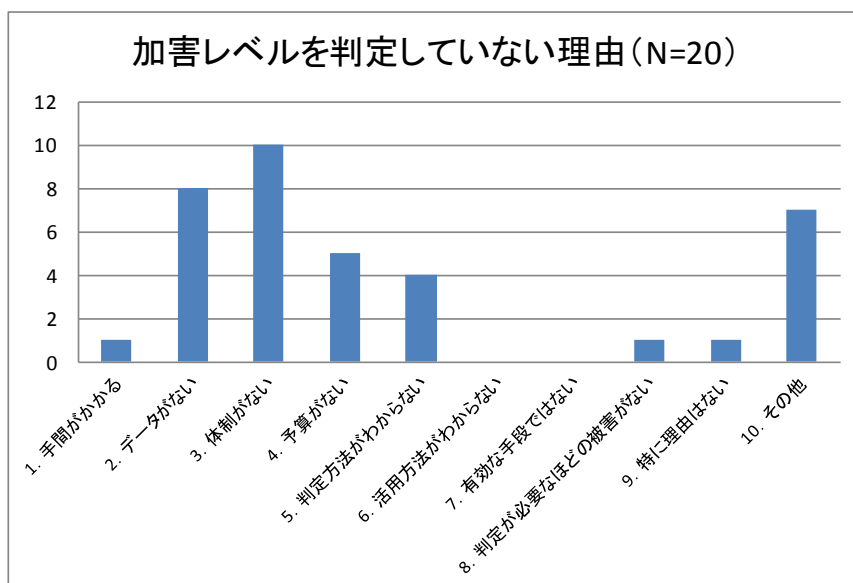


特定計画の策定別

特定計画策定状況	加害レベルの判定状況	
	判定している	判定していない
策定済み	17	2
未策定	2	18

※数字は該当する県数

問 1 4. 加害レベルを判定していない理由（複数回答可）



「10. その他」

- ・約 5 年毎のモニタリング（毎年実施はしていない）のため。
- ・策定予定の保護管理計画で検討。
- ・群れレベルでは判定していないが、前述のアンケート調査により地域（字、集落など）単位では、農業被害以外に、人への加害状況について把握に努めている。
- ・サルは少ないから。
- ・平成 24 年度から調査を始めており、まだ十分なデータが得られていないため。
- ・加害レベルを判定する指標は作成しているが、群れごとの状況について、把握していないため。
- ・生息頭数、分布状況の調査をしていないため。

加害レベルを群れごとに判定している県と判定していない県の割合はおおよそ半々であった。判定しない理由では、「判定する体制がない」と「判定するための元になるデータがない」と回答した県が多く、それぞれ 10 県と 8 県だった。一方、「有効な手段ではない」と回答する県はなく、加害レベルの判定の必要性は認識されていると考えられた。

問 1 5. モニタリングを行う上での課題

○予算、人員

- ・予算確保が厳しいため、調査頻度も異なり、1 年を通じた行動域の把握が困難。
- ・予算の確保。

- ・農業被害額としては多くないため、優先順位が低く人員、予算が少ない。
- ・同一手法にて継続的な調査を行うことがだんだん困難になっている。
- ・必要な予算の確保が困難。
- ・予算がなく、思うようにモニタリングを行うことができない。
- ・すべてを委託で行った場合には高額となること、職員が行うには多大な手間と技能が必要となることなどからモニタリング調査が進んでいない現状がある。
- ・費用。
- ・予算の確保。
- ・群れ毎の生息数や加害状況を正確に把握するには長期間調査を行わないとならないため、費用が高くなること。しかし、安くするため短期間に調査を行うとした場合、生息頭数すらまともに把握できず、有効なデータが得られないこと。

○労力

- ・目視や足跡や糞などのフィールドサインをもとに秋から冬に生息確認調査をするため、積雪等の影響で奥地の調査に限界がある。
- ・テレメトリー調査のための個体の捕獲に時間と労力を要している。
- ・群れごとの個体数のフルカウントは容易ではない。

○生息状況の把握

- ・個体群毎の最新の生息数把握。
- ・現状では県内の全ての群れを把握することは困難となっている。

○他の鳥獣対応を優先

- ・ニホンジカの対応に迫われ、他の鳥獣のモニタリングまで人員・予算を配分できない。
- ・モニタリングの必要性は認識しているが、他の3種（イノシシ、シカ、クマ）のモニタリングが精一杯であり、サルまで手が回らないと言うのが現状である。

○その他

- ・群れの把握には継続的なデータ蓄積が必要であり、地元で継続した調査が可能な調査機関が必要。
- ・モニタリング調査について、限られた予算の中で、どの項目を継続・隔年で行うと効率的な調査になるのか手法がわからない。
- ・被害軽減の取組をモニタリングよりも優先すべきである。
- ・対策がサルに及ぼす影響が評価されていない。
- ・調査方法が各市町村で違うので、今後テレメトリー調査に統一することが課題となっている。
- ・モニタリングの精度を上げるために、地域住民の協力が必要不可欠。地域住民の協力を得るためには、関係市町等との連携が重要。

モニタリングの課題として、予算や労力の問題を挙げる県が多かった。また、モニタリングの重要性は認識しているものの、他の鳥獣の対応を優先している県もあり、サルのモニタリングを実施する上で、費用や労力がかかることが大きな課題であることがわかった。